

## 添付書類点検表

受付第

号

申請者

申請者

宇城市農業委員会

添付書類	農業委員会			備考
	有	無	該当なし	
1 土地登記事項証明書				全部事項証明書に限る（法務局で取得）
2 法人登記事項証明書 もしくは法人定款 または寄附行為の写				申請者が法人である場合 （法人登記事項証明書の場合は法務局で取得） （その他書類の場合は、原本に「相違ない旨の記載」及び 「会社印にて押印したもの」）
3 事業計画書				
4 資金計画書				
5 資金証明書				残高証明書（通帳の写し等）、融資証明書（仮審査、事前 審査を通過したことがわかるものでも可）
6 位置図				申請地の位置、付近の状況が分かる図
7 字 図				法務局又は宇城市税務課または各支所窓口係で発行
8 配置図				建設しようとする建物・施設の面積・位置、施設間 の距離、隣接地との距離等を記入する。
9 排水計画図				配置図と同じ図面でも可。 給水、排水ごとに水流の方向や溜ますの位置などを図示
10 その他参考となる 図面				建物の場合には平面図及び立面図 一筆の土地の一部転用の場合には求積図
11 隣接同意書				隣接地の登記地目が農地の場合
12 排水同意書				同意書をもらう方に申請内容が分かる申請書及び排水計画 図等を持参し、ご説明ください。
13 水道・下水道の確認				水道、下水道を新設等する場合は市の上下水道課に事前に 確認を行う
14 土地改良区意見書				
15 転用行為の妨げとなる 権利を有する者の同意書				地上権、地役権等
16 (根) 抵当権者及び 仮登記権者の同意書				仮登記、抵当権がついている場合は登記の抹消をする。抹消でき ない場合は、仮登記権者、抵当権者等の同意書を添付する。
17 公共財産払下げ等の 手続書類				
18 農地法以外の許認可 の証明等				
19 賃貸借又は使用貸借 契約書の写				賃貸借又は使用貸借による転用の場合
※ FIT法認定申請画面又は 経産省認定書及び 九州電力接続契約書				太陽光発電施設の場合
※ 太陽光発電施設の場合の 都市整備課への確認				転用目的が太陽光発電施設の場合は都市整備課へ届出の要 否について事前相談し、必要な場合は届出を行う
※ 資材置場、駐車場へ 転用する場合				別紙を参考に書類を作成し、提出する
※ 代替地検討表				農地が第1種農地または集落接続が取れない第2種農地に 該当する場合に添付。基本は農地以外の土地で検討する。 農地での検討の場合、第3種農地のみ。
20 の 他	申請者の住民票又は 戸籍の附票の写			・ 登記簿上の住所と現住所が異なる場合はその住所移転が 明らかになる書類を添付する ・ 宇城市外の方の場合
	現況写真			
	始末書			申請地を既に農地以外で利用している場合は、無断転用した 年月日、経緯等を記載する。
	委任状			代理人、行政書士等による申請の場合
	農用地区域 でない旨の確認			宇城市農政課で口頭確認を行う
申請書確認	確認した委員名：	委員		担当農業委員又は農地利用最適化推進委員に申請書一式を 持参し、申請内容を説明する

の書類は該当する時に添付や確認を行う。他の書類は添付または確認必須。